

○札幌市水道局工事等入札結果内部調査委員会設置要綱

平成21年9月28日

管理者決裁

(目的)

第1条 札幌市水道局が一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)の方法により発注する工事等の入札の結果において、札幌市工事等入札結果調査要領(平成21年9月28日管理者決裁)第4条第2項の規定により、入札結果の調査を取り扱うことを目的として、札幌市工事等入札結果内部調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の構成等)

第2条 委員会は、次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 総務部長
- (2) 営業担当部長
- (3) 給水部長
- (4) 配水担当部長
- (5) 浄水担当部長
- (6) 調査対象工事等を所管する工事等担当課長
- (7) 総務課長

2 前項の規定にかかわらず、委員長が特に必要と認めた場合は、委員長が指名する者を委員とすることができる。

(委員長)

第3条 委員長は、委員会の会議の議長となり、会務を総括するものとし、総務部長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。ただし、事故その他の理由により委員長が指名することができないときは、この限りでない。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

(事情聴取等)

第5条 委員会は、入札参加者、工事等担当部その他必要と認められる者に対し、書類の提出を求め、事情聴取を行うことができる。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、水道局総務課契約係で行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。